

MI F Aユース・ファンド助成事業助成金交付要綱

(目的)

第1条 水俣国際交流協会青少年国際交流基金設置要綱に基づき、水俣市内在住又は水俣市内の学校に通う青少年の国際交流に関する事業への参加及び協力を円滑かつ効果的に行うことを目的とする。

(助成対象者)

第2条 原則として、水俣国際交流協会（以下「MI F A」という。）の会員で、水俣市内に住所を有する児童及び生徒並びに水俣市内の高等学校に通う生徒を対象とする。

2 MI F A主催又は共催で行う次条各号の助成対象事業に随行するMI F A会員についても対象とする。

(助成対象事業)

第3条 MI F Aユース・ファンドの助成対象事業は次のとおりとする。

- (1) 水俣市の姉妹都市との交流派遣事業に関する事。
- (2) その他国際交流、国際協力事業等に関する事。

(助成金の申請)

第4条 助成金の交付を希望する助成対象者は、助成金交付申請書（様式第1号）により申請するものとする。

(助成金交付の決定)

第5条 MI F A理事会は、第2条の助成対象者から助成金の申請があったときは、審査を行うものとする。

2 助成金交付の決定を認められた者には、助成金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(助成金の額及び交付)

第6条 助成金の額は、予算の範囲内においてMI F A理事会で決定し、助成対象者と認められた者に交付するものとする。

(助成金の取り消し)

第7条 第5条第2項で助成金の交付が認められた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付を取り消し、又は助成金を返還させることができるものとする。

- (1) 自己都合により、事業に参加しなかったとき。
- (2) 第3条の事業が遂行されなかったとき。
- (3) その他MI F A理事会が取り消し、又は返還させることが適当であると認め

たとき。

(報告)

第8条 助成金の交付決定を受けた者は、事業終了後、報告書等を作成し、MIFA事務局へ提出するものとする。また、MIFAが実施する事業等に積極的に参加若しくは協力するものとする。

(助成金の支払い)

第9条 MIFA事務局は、提出された報告書等の内容を適当と認めた場合、助成金を支払うものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、MIFA理事会で別途定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成18年5月13日から施行する。

附 則 (第2条 改正)

この要綱は、平成21年9月18日から施行する。

附 則 (第2条及び様式第1号 改正)

この要綱は、平成24年11月20日から施行する。

附 則 (第1条、第2条及び第3条 改正)

この要綱は、平成28年8月29日から施行する。

様式第1号（第4条関係）

MI F Aユース・ファンド助成金交付申請書

年 月 日

水俣国際交流協会
会長

様

申請者 住 所 _____
学校名・学 年 _____
児童・生徒氏名 _____
保護者氏名 _____ (印)

MI F Aユース・ファンド助成事業について、助成金交付要綱第4条の規定により下記のとおり交付申請します。

記

- 1 助成対象事業名 _____
- 2 助成対象事業実施期間 _____ 年 月 日 から _____ 年 月 日まで
- 3 助成金交付申請額 _____ 円
- 4 助成対象事業経費負担内訳

負 担 内 訳	金 額 (円)
自己負担額	
MI F A助成金	
その他の助成 () ()	
計	

- 5 助成希望理由
- 6 助成金交付決定後の助成金の受取方法
助成金の受取については、下記の受取方法を希望します。（○で囲む。）
現金（MI F A事務局で受領） ・ 口座振込（手数料は受取人負担）

(※ 保護者名義の口座に限る)

金融機関名	支 店 名						
種 類	普通 ・ 当座	口座番号					
口 座 名 義 人	(フリガナ)						

M I F A ユース・ファンド助成金交付決定通知書

申請者

児童・生徒 氏名 _____ 様

保 護 者 氏名 _____ 様

水俣国際交流協会
会長

⑩

年 月 日付けで交付申請のありました MIFA ユース・ファンド助成事業助成金については、助成金交付要綱第5条第2項の規定により、下記のとおり決定したので通知します。

記

1 助成対象者 学校名・学 年
児童・生徒氏名

2 助 成 額 金 円

3 助成金交付要綱第8条の規定により、報告書等（おおむね1，200字程度の成果報告、領収書等証拠書類の写し、その他写真等）の提出及びMIFAが実施する事業への参加若しくは協力をお願いします。

助成金の支払いは、助成金交付要綱第9条の規定に基づき、提出された報告書等の内容が適当と認められた後になります。